

# 総合基本資料



SANUKI

2023

スローガン

“ともに”

基本理念

～友とともに 地域とともに～

JC三信条

修鍊・奉仕・友情

公益社団法人 さぬき青年会議所

# JCI クリード

The Creed of Junior Chamber International

We Believe;

That faith in God gives meaning and purpose to human life;

That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;

That economic justice can best be won by free men through free

enterprise;

That government should be of laws rather than of men;

That earth's great treasure lies in human personality ;

and That service to humanity is the best work of life

<日本語訳>

我々はかく信じる

真理は人生に意義と目的を与え

人類の同胞愛は国家による統治を超越し

公正な経済は我々の自由な経済活動によってこそ果たされ

政府には人治ではなく法治が必要であり

人間の個性はこの世の至宝であり

人類への奉仕が人生最大の使命である

## JCI ミッション

JCI Mission

To provide leadership development opportunities that empower  
young people to create positive change.

＜日本語訳＞

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために  
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

## JCI ビジョン

JCI Vision

To be the foremost global network of young leaders.

＜日本語訳＞

青年会議所が、若きリーダーの国際的ネットワークを  
先導する組織となる。

## JC 宣言文

日本の青年会議所は  
希望をもたらす変革の起点として  
輝く個性が調和する未来を描き  
社会の課題を解決することで  
持続可能な地域を創ることを誓う。

## 綱領

われわれJAYCEEは  
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者 相集い 力を合わせ  
青年としての英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう。

## JC ソング

1.

JC JC JC

世界を結ぶ 若き団結  
ちから  
よ のぞみ  
新しき世紀の 希望となりて  
とわ さか  
永遠に繁栄えん

我等の集い

2.

JC JC JC

奉仕の理想 探求めつつ  
もと  
くに あゆみ  
祖国の進歩の 力となりて  
先駆けゆかん 我等の集い

## 若い我等

1.

若い我等が

手を取り合って

進む行く手の

青い空に

輝くJC

明るい希望

足なみをそろえて

行こうじゃないか

2.

世界を結ぶ

若さの力

互に尽くす

楽しさこそ

JCの理想だ

新しい日だ

足なみをそろえて

行こうじゃないか

3.

若い我等の

心を集め

つくる集いに

未来をかけて

JCの仲間は

皆信じあう

足なみをそろえて

行こうじゃないか

## 明日のために

1.

若さと若さが手を結び

明日にいつも向うのだ

豊かな未来 めざしつづ

日本の道を 創ろうよ

行こうJAYCEE

明日のため

2.

心と心を つなぎ合い

大きな虹を かけるのだ

生きてることの 喜びを

すべての人に 投げかけて

行こうJAYCEE

明日のために

3.

命と命が 満ちあふれ

光となって 燃えるのだ

世界の窓に いつの日も

希望の夢は はばたくよ

行こうJAYCEE

明日のために

# 2023年度事業計画



2023



2023年度事業方針  
公益社団法人 さぬき青年会議所  
第26代理事長 入江美勇士

「スローガン」  
"ともに"  
「基本理念」  
～友とともに地域とともに～  
「基本方針」

1. 共に活動する仲間づくり
2. 香川ブロック大会の実施
3. 地域のためのまちづくり
4. 未来ある青少年へ
5. プランディングと情報発信

「所信」

◆はじめに

私たちが所属するこの青年会議所という団体は、これまで多くの人々や地域との関わりを持ち運動を展開してきました。そして、その関わりはこれからも変わることはありません。「明るい豊かな社会の実現」という大きな目標のもとにメンバー一同、切磋琢磨しながら日々活動をしています。

さて、(公社)さぬき青年会議所は昨年25周年という一つの節目を迎え、本年度よりまた新たな課題に向かい活動をしてまいります。メンバー一人ひとりが能動的に行動でき、青年会議所活動とともに社業やプライベートも個々がより輝ける、その様な組織づくりを目指し一年間邁進します。

いつの時代も若い世代の青年たちが時代を作ってきました。20歳から40歳までの若い我らが志高く活動をすることが「明るい豊かな社会の実現」へと繋がっていきます。青年が地域のことを本気で考え、悩み、描いたビジョンは、地域に住み暮らす人々により良い影響をもたらすものと確信しています。

これまで多くの先輩諸氏が紡いできた歴史や思いを、これからも色褪せることなく受け継いでいき、メンバー皆が自信と責任を自覚し、地域へと発信していくように楽しく活動していきます。

◆共に活動する仲間づくり

近年、全国的に見てもメンバー数の減少は大きな課題の一

つになっています。(公社)さぬき青年会議所においても例外ではなく、これは地域で活動していく上でも大きな課題となります。青年会議所運動を行っていくためには人財が必要であり、地域の課題に向かい活力ある行動を起こしていくためにも、同じ思いのもとに切磋琢磨していく同志が必要です。青年会議所での活動を通し、同志とともに同じ時間を共有し同じ目標に向かい歩んで行くことは、お互いを理解し、認め、友情を育み、人として成長できる機会を与えてくれます。青年会議所での活動そのものが個々の資質向上に繋がり、今いるメンバーもこれから新しく仲間になるメンバーも皆がともに魅力ある青年経済人へと成長していくけるように「会員拡大と自己研鑽」という目標に向かい邁進してまいります。

### ◆香川ブロック大会実施

本年、(公社)さぬき青年会議所では「香川ブロック大会」を主管させていただきます。ブロック大会は香川ブロック協議会最大の発信の場であり、開催地の魅力を最大限に発信する機会でもあります。6年に一度のこの機会をしっかりとメンバーで共有し、我々が住み暮らす地域や、ともに活動している青年会議所メンバーにとってより良い大会にできるよう一丸となって努めてまいります。活動エリアである2市4町に香川ブロックメンバーをお招きし、地域の発展に寄与するとともに大会を成功に導くことが、(公社)さぬき青年会議所全体の成長へつながるものと考えます。

### ◆地域のためのまちづくり

我々が住み暮らすこの地域には多くの人々が生活をしています。そして、我々自身もそこに住み暮らす一人です。地域の一員として青年会議所として地域の発展に寄与していくことが我々の永遠のテーマだと考えます。活動エリアである2市4町には歴史的文化財や観光資源等、多くの魅力に溢れています。この多くの魅力を活かし「明るい豊かな社会の実現」に向け地域のために何ができるのか、地域が今何を必要としているのか、課題と現状をしっかりと把握し、青年会議所としてるべき「まちづくり」を開拓していく必要があります。「青年会議所だからできること」を今一度見つめ直し、この地域に住み暮らす人々とともに寄り添い活動していきます。

### ◆未来ある青少年へ

子供は地域の宝です。近年、疫病の蔓延などで多くの自粛を強いられ、今の青少年は我々が経験してきた学生時代とは比

べ物にならないくらい制限の多い中での生活を余儀なくされました。心も体も大きく成長していく中で、青少年を取り巻く環境は成長への過程でとても大きな影響があります。人は人の関わりの中で成長することができます。学校や社会で様々な方たちとの触れ合いが以前のように出来ない中でも、無限の可能性を秘めた青少年に「夢や希望を持って挑戦する心」を育み、成長できる機会を提供することが我々の役割だと考えます。我々が目指す「明るい豊かな社会の実現」には未来ある青少年は必要不可欠です。自己肯定感を高め、しっかりと自分の意志を主張できる青少年の育成が青年会議所の担いと考えます。

#### ◆プランディングと情報発信

我々は「明るい豊かな社会の実現」のために日々試行錯誤をしながら運動を開催しております。ですが、その地域への活動に対する認知度はあまり高くないのが現状です。運動の多くは一部の方には認知されておりますが、より多くの方々に知っていたくための情報発信への課題に対しての取り組みは、ここ数年間継続的に行ってまいりました。自分達の活動に誇りと自信を持ち、今後も能動的に活動していくためには、しっかりと情報を発信し地域に認めていただくことが必要です。地域の皆様からの組織への信頼や団体への期待が、我々の活動の活力に繋がることは言うまでもありません。「青年会議所だからこそできる」ことがあると自覚し、地域に青年会議所としての価値を認識していただくための運動と発信をしていきます。

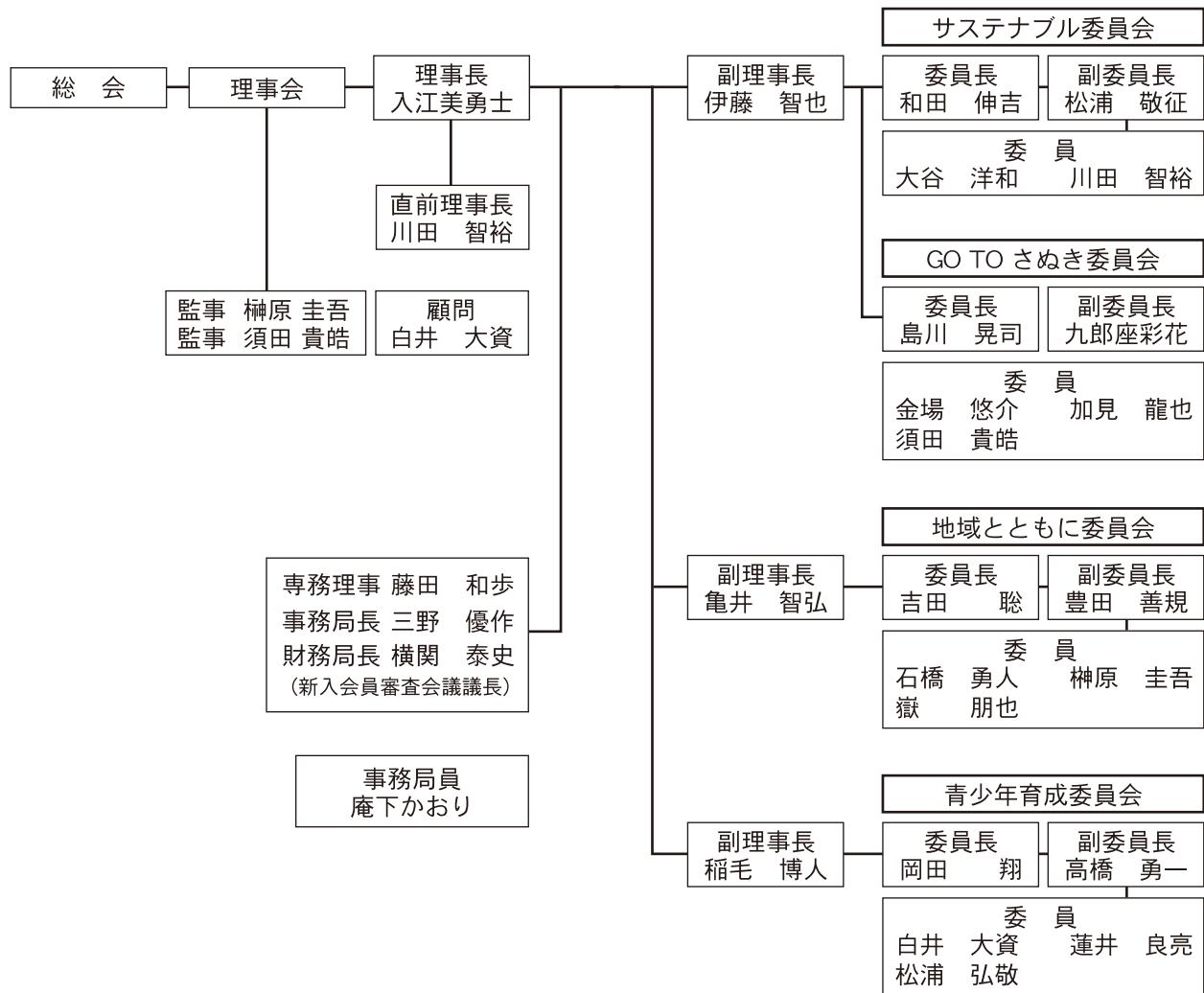
#### ◆最後に

私は(公社)さぬき青年会議所に入会して本当に多くの学びや経験を得ることができました。決して一人では出来ない青年会議所活動も、多くのメンバーに支えられながら活動してまいりました。ともに同じ時間を共有し活動出来た仲間との出会いは、これからも私の人生において変わることなくかけがえのない大きな財産になることは間違ひありません。

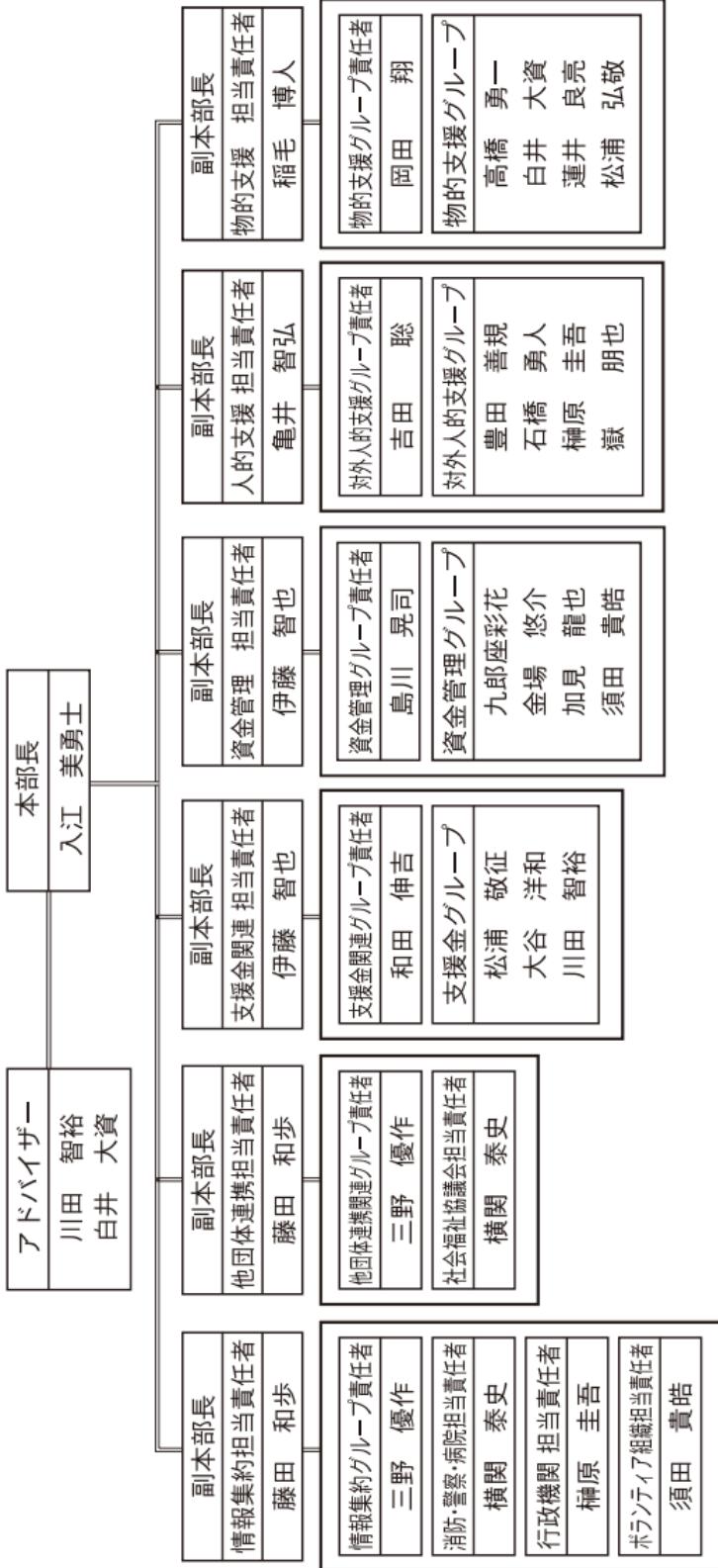
(公社)さぬき青年会議所に出会わなければ今の私はありませんでした。青年会議所という志の高い団体で多くの機会と学びを与えていただき、人としても成長させていただきました。今、私が感じているこの思いを一人でも多くのメンバーに伝え、率先して青年会議所活動を行うことで、同じ思いで活動することのできる仲間を増やし、より効率的な運動ができる組織づくりを目指します。

2023年度 公益社団法人

さぬき青年会議所 組織図



# 2023年度 公益社団法人 さぬき青年会議所 災害対策本部 大規模災害対策組織図



## 災害用伝言板(web171)の利用方法(スマホ・PC用)

### 【操作手順】

1. <https://www.web171.jp/>へアクセスします。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
3. 伝言を登録・確認することができます。(閲覧者を限定することもできます※要事前設定)
4. 1伝言あたり全角100文字までです。

### 【注意点】

1. 電話番号当たり、20伝言まで蓄積できます。
2. 伝言の保存時間は、サービス提供終了までで、最大6ヶ月程度です。
3. 登録した内容をメールまたは電話(人口音声)にて自動的に通知できます※要事前設定

## 災害用伝言板の利用方法（携帯電話・PHS用）

### 【伝言登録方法】

1. 携帯電話・PHSから災害用伝言板にアクセスします。  
(災害時は各社の公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます)
  - ・NTTドコモ <http://dengon.nttdocomo.ne.jp/top.cgi>
  - ・KDDI(au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
  - ・ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>
  - ・ワイモバイル <http://dengon.ymobile.jp/info/>
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。  
(登録は被災地域内の携帯電話・PHSからのアクセスのみが可能です。)
3. 「無事です。」等を選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力します。
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

### 【伝言確認方法】

1. 災害用伝言板にアクセスします。(伝言の確認はPC等からも行うことができます。)
2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

### 【注意点】

1. 電話番号当たり、最大10伝言まで登録できます。
2. 伝言の保存期間は、1つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。

# 公益社団法人 さぬき青年会議所2023年度 年間公式スケジュール

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公益社団法人 さぬき青年会議所	スタッフ会	6日(金)	3日(金)	3日(金)	7日(金)	12日(金)	9日(金)	7日(金)	3日(木)	8日(金)	4日(水)	2日(木)	1日(金)
	役員会	10日(火)	7日(火)	7日(火)	11日(火)	16日(火)	13日(火)	11日(火)	8日(火)	12日(火)	10日(火)	7日(火)	5日(火)
	理事会	24日(火)	21日(火)	20日(月)	25日(火)	30日(火)	27日(火)	25日(火)	22日(火)	26日(火)	24日(火)	21日(火)	19日(火)
	例会	7日(土)	25日(土)	6日(月)	1日(土)	3日(水)4日(木)	6日(火)	30日(日)	4日(金)	4日(月)	1日(日)	20日(月)	13日(水)
	新年さぬき賀詞交換会 地域とともに	6LOM合同事務局	第1回通常総会 事務局	青少年育成	地域とともに	丸龜お城まつり	サステナブル	香川ブロック大会 GOTOさぬき	第2回通常総会 事務局	サステナブル	青少年育成	地域とともに	第3回通常総会 事務局
	事業							家族会 20日(日) 青少年育成					卒業式 13日(水) GO TO さぬき
	担当委員会												
	協議会		25日(土)										
	役員会	13日(金)	10日(金)	4日(土)	7日(金)	12日(金)	5日(月)	7日(金)		8日(金)	5日(木)	3日(金)	8日(金)
	会員会議所 会議	27日(金)	24日(金)	24日(金)	21日(金)	26日(金)	23日(金)	28日(金)		22日(金)	20日(金)	23日(木・祝)	22日(金)
香川ブロック協議会	事業		25日(土)	6LOM合同例会				30日(日) 香川ブロック大会					23日(木・祝) 本次年度協議会
	公式訪問 例会				高松 12日(火) 東かがわ14日(金) 小豆島 23日(日)								
	内周年												
	協議会		11日(土) 高知									11日(土) 八幡浜	
	会員会議所 会議	20日(金) 京都	11日(土) 高知					15日(土) 新居浜				11日(土) 八幡浜	
四国地区協議会	役員会	8日(日) 高知BC	11日(土) 高知	5日(日) 徳島BC	1日(土) 香川IBC	6日(土) 愛媛BC	3日(土) 高知BC	15日(土) 新居浜		2日(土) 香川IBC	14日(土) 愛媛BC	11日(土) 八幡浜	2日(土) 高知BC
	事業							16日(日) 四国地区大会 新居浜					
	総会	21日(土) 京都		25日(土) 東京							7日(土) 東京		
	日本JC ブロック 会長会議	20日(金) 京都	18日(土) 東京	10日(金) 東京	22日(土) 東京	20日(土) 東京	24日(土) 東京	21日(金) 横浜		16日(土) 東京	7日(土) 東京 13日(金) 東京	25日(土) 東京	16日(土) 東京
日本青年会議所・JCIC	日本JC 主要会議	19日(木) ~22日(日) 京都会議 京都						10日(月) ~15日(土) 国際アカデミー (静岡) 22日(土) ~23日(日) サマーコンフレンス 横浜	25日(金) ~27日(日) 全国城下町 シンポジウム 島原		6日(金) ~8日(日) 全国大会 東京		
	JCI諸事業	JCI常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/JBM) 10日(火) ~14日(土)				3日(水) ~6日(土) アメリカ地域会議 地域会議 10日(水) ~13日(土) アジア・太平洋 地域会議 シカルタ 24日(水) ~27日(土) ヨーロッパ 地域会議	21日(水) ~24日(土) アフリカ・中東 地域会議	20日(木) ~22日(土) JCI常任理事会 (JCI MYE)				14日(火) ~18日(土) JCI世界会議 スイス	

# 2023年度 事業計画

## サステナブル委員会

(委員長1名 副委員長1名)

- ・新入会員予定者に対し年間を通して2回の異業種交流会を実施し共に活動する仲間の獲得に繋げる。
- ・自己研鑽し個々の成長へと繋げる為の研修を実施する。

- 6月例会の企画、運営
- 9月例会の企画、運営
- 異業種交流会の企画、運営
- 会員を含めた青年経済人を対象とした自己研鑽へと繋がる研修の実施
- 会員の拡大
- 丸亀お城村実行委員会への参画
- 公益社団法人日本青年会議所出向者への支援
- 香川ブロック大会実行委員会への参画
- 他委員会への支援
- その他、各種委員会事業

## GO TOさぬき委員会

(委員長1名 副委員長1名)

- ・香川ブロック大会実行委員会を立ち上げ香川ブロック協議会と連携し香川ブロック大会の企画、運営を行う。
- ・卒業生を送り出すための委員会事業の企画、運営を行う。

- 7月例会(香川ブロック大会)の企画、運営
- 12月委員会事業(卒業式)の企画、運営
- 会員の拡大
- 丸亀お城村実行委員会への参画
- 公益社団法人日本青年会議所出向者への支援
- 香川ブロック大会実行委員会の立ち上げ
- 他委員会への支援
- その他、各種委員会事業

## 地域とともに委員会

(委員長1名 副委員長1名)

- ・お城村支援実行委員会を立ち上げお城村に参画し、地域の活性化に寄与する。
- ・地域の発展に寄与できる事業を実施する。

- 1月例会の企画、運営
- 5月例会の企画、運営
- 11月例会の企画、運営

- 会員の拡大
- 丸亀お城村実行委員会への参画
- 丸亀お城村支援実行委員会の立ち上げ
- 公益社団法人日本青年会議所出向者への支援
- 香川ブロック大会実行委員会への参画
- 他委員会への支援
- その他、各種委員会事業

## 青少年育成委員会

(委員長1名 副委員長1名)

- ・未来ある青少年に対し、成長することのできる機会を提供するための事業を実施する。

- 4月例会の企画、運営
- 10月例会の企画、運営
- 家族会の企画、運営
- 会員の拡大
- 丸亀お城村実行委員会への参画
- 公益社団法人日本青年会議所出向者への支援
- 香川ブロック大会実行委員会への参画
- 他委員会への支援
- その他、各種委員会事業

## 事務局

(専務理事、事務局長、財務局長：各1名)

- ・公益法人制度を遵守し、各委員会と密に連携を図り円滑な運営に努める。
- ・団体としてのブランディングを高めるための情報発信を行う。

- 2月例会の企画、運営
- 3月例会(第1回通常総会)の企画、運営
- 8月例会(第2回通常総会)の企画、運営
- 12月例会(第3回通常総会)の企画、運営
- 定款・諸規程変更、総合基本資料の作成
- 褒章の企画、運営
- 会員の拡大
- 丸亀お城村実行委員会への参画
- 公益社団法人日本青年会議所出向者への支援
- 香川ブロック大会実行委員会への参画
- その他、委員会への支援
- 各諸大会への引率
- SNSやホームページを活用した情報発信

2023年度 公益社団法人さぬき青年会議所 収支予算書  
(2023年1月1日～ 2023年12月31日)

$$\frac{\text{公益事業費合計}}{6,029,157} \div \frac{\text{経常費用合計}}{8,788,672} = 68.6\%$$

# 2023年度 委員長所信・委員会事業計画

## ●サステナブル委員会●

副理事長 伊藤 智也  
委員長 和田 伸吉  
副委員長 松浦 敬征

### □委員長所信

近年、経験豊かなメンバーの卒業が続き、会員数が減ってきております。そして、新しい仲間との出会いやJC活動を通じて絆を深める事や、組織に新しい風が吹き込まれなくなり、新たなインスピレーションが生まれづらくなっているのが現状です。

そこで当委員会では地域の課題に取り組む活力ある行動を起こしていく人財を育成する為、1人でも多くの方に入会してもらい、今いるメンバーもこれから新しく仲間になるメンバーとともに成長していくよう全力で研修に努めます。そして、メンバー自身が成長や学びを実感できるよう、個々の資質向上に繋がる1年間にしたいと考えております。

### □年間スケジュール表

委員会事業スケジュール		主な全体事業等
1月		京都会議
2月	委員会事業(第1回異業種交流会)	6LOM合同例会
3月		第1回通常総会
4月	委員会事業(第2回異業種交流会)	
5月		
6月	6月例会	
7月		香川ブロック大会(さぬき) サマーコンファレンス2023
8月		第2回通常総会 全国城下町シンポジウム島原大会
9月	9月例会 研修事業	
10月		第72回全国大会(東京)
11月		
12月		第3回通常総会

### □事業計画内容と予算案

事業名称	事業内容	収入予算額	事業費	事業費明細
6月、9月例会	セレモニー設営	¥0	¥80,000	会場設営費
委員会事業	第1回、第2回異業種交流会	¥0	¥0	
研修事業	会員研修事業	¥0	¥150,000	会場設営費 企画演出費等
合計		¥0	¥230,000	

## ●GO TO さぬき委員会●

副理事長 伊藤 智也  
委員長 島川 晃司  
副委員長 九郎座彩花

### □委員長所信

本年は香川ブロック大会を主管する記念すべき年です。香川ブロック協議会においては6つのLOMが各地域の特色を生かしたブロック大会を開催し会員相互の結束力、団結力を高めてきました。

近年の新型コロナウイルス感染症によって薄れていた地域経済や地域との連携は回復傾向にあり、香川ブロック大会に携わる地域の方々との団結力を高める絶好の機会です。メンバーとともに切磋琢磨、伝統を継承し、地域とともに明るい豊かな社会を築く青年会議所活動に価値を見出してもうべく香川ブロック大会記念式典及び記念事業を開催します。これらを成功に導くために、年間を通して実行委員会の円滑な運営に努めます。

また、これまで(公社)さぬき青年会議所の中心となって活動を牽引してきた卒業生に、今までの功績を称えるとともに感謝の気持ちを伝え、心に残る卒業式を行います。

### □年間スケジュール表

委員会事業スケジュール		主な全体事業等
1月		京都会議
2月		6LOM合同例会
3月		第1回通常総会
4月	GO TO さぬき大会実行委員会	
5月		
6月		
7月	7月例会(香川ブロック大会)	香川ブロック大会(さぬき) サマーコンファレンス2023
8月		第2回通常総会 全国城下町シンポジウム島原大会
9月		
10月		第72回全国大会(東京)
11月		
12月	12月委員会事業(卒業式)	第3回通常総会

### □事業計画内容と予算案

事業名称	事業内容	収入予算額	事業費	事業費明細
7月例会	香川ブロック大会さぬき大会	¥0	¥20,000	会場設営費
12月事業	卒業式	¥0	¥200,000	会場設営費 企画演出費等
合計		¥0	¥220,000	

## ●地域とともに委員会●

副理事長 亀井 智弘  
委員長 吉田 聰  
副委員長 豊田 善規

### □委員長所信

昨年は3年ぶりにお城村を開催する事ができ、お城まつりを大きな成功へと導くことが出来ました。

今年も新たな気持ちで工夫を凝らし、ご来場の方々にお城まつり、お城村に親しみを持つていただきより楽しんでいただけるように、お城村実行委員会と今まで以上に密に連携を取り、企画・運営をおこなってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症も感染拡大を防止しながら、通常の生活に戻りつつあります。その中で、明るい豊かな社会の実現を目指し2市4町の発展、地域の活性化のため我々が市民の皆様のために何が出来るか、何を必要としているのか課題と現状を把握し、青年会議所だからこそ出来る「まちづくり」を展開してまいります。

地域とともに明るいまちづくりが出来るようメンバー一同、精一杯頑張ってまいります。

### □年間スケジュール表

	委員会事業スケジュール	主な全体事業等
1月	1月例会(賀詞交換会) お城村支援実行委員会	京都会議
2月		6LOM合同例会
3月		第1回通常総会
4月		
5月	5月例会(丸亀お城村)	
6月		
7月		香川ブロック大会(さぬき) サマーコンファレンス2023
8月		第2回通常総会 全国城下町シンポジウム島原大会
9月		
10月		第72回全国大会(東京)
11月	11月例会	
12月		第3回通常総会

### □事業計画内容と予算案

事業名称	事業内容	収入予算額	事業費	事業費明細
1月例会	新年賀詞交換会	¥0	¥180,000	設営費 企画演出費等
5月例会	丸亀お城村(お城まつり)	¥3,000,000	¥3,030,000	設営費 企画演出費等
11月例会	まちづくりのための事業	¥0	¥150,000	設営費 企画演出費等
合計		¥3,000,000	¥3,360,000	

## ●青少年育成委員会●

副理事長 稲毛 博人  
委員長 岡田 翔  
副委員長 高橋 勇一

### □委員長所信

ジェンダーや働き方など、あらゆることにおいて多様化が進む社会の中で人との関わりはこれまで以上に大切なものとなっていきます。そのため、我々が幼かった頃に比べ現代の子供はより多くの新しい価値観に触れることが大切であり、新しい価値観への理解を深めていくためには様々なことに前向きに取り組むことができるよう「夢や希望を持って挑戦する心」を青少年期に育むことが重要です。

当委員会では青少年期に様々な体験をし、可能性を広げることができる事業を展開することで「夢や希望を持って挑戦する心」を地域の子供たちが育めるよう活動してまいります。また、未来に向かって挑戦する子供たちをサポートできる環境づくりの一助となるよう家族の絆を深める委員会事業をおこないます。

### □年間スケジュール表

	委員会事業スケジュール	主な全体事業等
1月		京都会議
2月		6LOM合同例会
3月		第1回通常総会
4月	4月例会(青少年育成事業)	
5月		
6月		
7月		香川ブロック大会(さぬき) サマーコンファレンス2023
8月	委員会事業(家族会)	第2回通常総会 全国城下町シンポジウム島原大会
9月		
10月	10月例会(青少年育成事業)	第72回全国大会(東京)
11月		
12月		第3回通常総会

### □事業計画内容と予算案

事業名称	事業内容	収入予算額	事業費	事業費明細
4月例会	子供の可能性を広げる事業	¥0	¥150,000	会場設営費 企画演出費等
8月事業	家族会	¥0	¥0	
10月例会	働く車を集めた事業	¥0	¥300,000	会場設営費 企画演出費等
合計		¥0	¥450,000	

## ●事務局●

専務理事 藤田 和歩  
事務局長 三野 優作  
財務局長 横関 泰史

### □専務理事所信

(公社)さぬき青年会議所は25周年という節目を終え、本年より新たな課題に向け歩み出します。これまで多くの先輩諸氏が紡いできた歴史や思いを、これからも色褪せることなく受け継いでいき、メンバー皆が活動を通じて青年会議所メンバーとしての責任を自覚し、地域へと発信していく必要があります。

事務局では、LOM会計をはじめ運営上必要事項に関し、企画・運営に携わり活動の円滑化に努めます。

また、本年度は香川ブロック大会を主管させていただく事もあり、全事業を成功に導く為にも、各委員会や香川ブロック協議会と連携を取り、メンバー全員がともに歩みを進めることができるようサポートをさせていただきます。

### □年間スケジュール表

委員会事業スケジュール		主な全体事業等
1月	総合基本資料 諸規程変更 HP・SNS更新	京都会議
2月	2月例会(6LOM合同例会)	6LOM合同例会
3月	3月例会(第1回通常総会)	第1回通常総会
4月		
5月		
6月		
7月		香川ブロック大会(さぬき) サマーコンフレンス2023
8月	8月例会(第2回通常総会)	第2回通常総会 全国城下町シンポジウム島原大会
9月		
10月		第72回全国大会(東京)
11月		
12月	12月例会(第3回通常総会)	第3回通常総会

### □事業計画内容と予算案

事業名称	事業内容	収入予算額	事業費	事業費明細
総合基本資料	総合基本資料・会員名簿作成	¥0	¥180,000	製本代
ホームページ事業	ホームページの運営管理 情報発信・広報活動	¥0	¥100,000	サーバー使用料 管理費
2月例会	6LOM合同例会の引率	¥0	¥0	
3月例会	第1回通常総会	¥0	¥50,000	会場設営費
8月例会	第2回通常総会	¥0	¥150,000	会場設営費
褒賞及び表彰	褒賞及び表彰事業	¥0	¥6,000	賞状代 記念品代
12月例会	第3回通常総会	¥0	¥80,000	会場設営費
合計		¥0	¥566,000	

---

# 2022年度 事業報告

---



# 2022年度 理事長報告

公益社団法人 さぬき青年会議所  
第25代理事長 川田 智裕

2020年より続く新型コロナウイルスの拡大で、ウイルスへの警戒と社会活動への自粛を余儀なくされ、これまで当たり前だと思っていた日常が一変してしまいました。メンバーも事業計画など数多くのことに悩まされましたが、多くの会員の知恵や学び、そして結束により一年を終えました。

「新時代」～当たり前にとらわれるな～のスローガンと基本理念の基、様々な変化と挑戦によって多くのものが得られる一年、急速に変化する時代に合う新しい(公社)さぬき青年会議所を創造できたのではないでしょうか。

本年度の、会員拡大研修委員会は4月17日に「未来予想図II」として住み暮らす地域の未来についてグループディスカッションを行いました。地域の未来を青年会議所メンバーとして考える事により、明るい豊かな社会へ近づけるヒントとなりました。またメンバーの相互理解を深めることで組織力の向上の一助となりました。また、参加者全員に抗原検査を行う新たな手法によって、コロナ禍でありながら集合型による事業構築は、新しい挑戦への一歩となりました。

そして会員拡大研修委員会では、11月12日に(公社)さぬき青年会議所設立25周年記念事業として、りらくる創設者である竹之内教博様を迎える講演を行いました。組織作りのポイントを教授頂く中で、これからの中のビジネスモデルについて非常に考えさせられる講演でした。

5月には3年ぶりにお城村の開催となり、温故知新委員会では支援実行委員会として企画、運営しました。2日間で14万人の来

場者が訪れ、久しぶりのお祭りムードに地域の方々の活気が戻ってきたように感じました。メンバー内に運営経験の無い者がいる中で、綿密な打ち合わせと計画によって、これまでの伝統を紡ぐ事が出来ました。また、11月14日には「まちの灯を紡いでいく」をテーマに、活動エリアの高校生よりアンケートを取り、新任された池田豊人知事とのヒアリング結果をメンバーと共にグループワークを行いました。積極的な意見により、次年度以降の大きな課題にきづいた事業でした。

青少年育成委員会では、6月15日に「子どもの可能性を引き出す大人のポイント」をテーマに、ビリギャルのモデルとして有名な小林さやか様を招いて講演して頂きました。子育ての概念を彷彿される素晴らしい事業で、香川県内各地会員会議所メンバーや子育て世代の沢山の方々にご参加頂きました。そして10月2日には、継続事業である「のりものフェスタ2022～五感をフル稼働で大興奮の予感!?～」を開催しました。誰もがコロナウイルスを恐れ事業自粛している中でしたが、5317名の来場者には喜んでいただき、子供達に将来への夢と希望を与える事業でした。

デジタルインフォメーション委員会では、1月5日に賀詞交歓会を行いました。新年のスタートを、沢山のご来賓と先輩諸兄に見守られた中で開催することができ、本年度の方針をお伝えすることができました。7月19日には、「地元の良いトコつたえ隊～レスポンスのある魅力発信のコツを学ぶ～」をテーマにYouTuber ヤグタウン 高地 直人様を講師としてお招きして、講演を行いました。今、おすすめの情報発信ツールの紹介や閲覧数の増える演出、編集技術について学ぶことができ、今後の広報に役立つ講演内容でした。第3回通常総会はスムーズな企画、運営に努め、滞りなく審議案件を総会決議することができました。また、年間を通してのホームページやSNSを使って、さぬき青年会議所の広報活動にご尽力いただきました。

事務局では、第1回通常総会は昨年に続き、メンバーのみの開催となりましたが、無事に決算を終える事ができました。第2回通常総会には歴代理事長や諸先輩方をお招きすることができませんでした。

本年は7名の卒業生があり、卒業生が笑顔になる様々な趣向を凝らした催しを企画し、心温まる卒業式となり忘れることのできない一夜となったことでしょう。

コロナウイルスの影響により運営に支障がないよう、新たな手法を取り入れた事業構築のサポートや定款を基に柔軟に対応していただいた事務局には年間を通じ円滑な青年会議所運営を行うにあたり、定款、諸規程変更及び総合基本資料の作成を実施。各委員会全てに参加することを目標に置き実行し、円滑に運営が出来るよう連携を図り、運営の中核としての役割を充分に果たす事ができました。

結びになりますが、私が理事長という大役を担った中で、コロナ禍という障壁は今後の有事の際の対応や計画をする際の新しい基準が出来たと感じています。昨年から続く事業中止等で悔しい思いをしたメンバーも多数いる中で、モチベーション低下が懸念されましたが、急速に変化する時代に対応する「新時代」に対して、様々な能力得たメンバーも多かったと感じます。これからの時代も変化していきます。私たち青年会議所メンバーは率先して変化していかなければなりません。温故知新の精神で伝統を紡いでいき、様々なステージに立ち、皆で一丸となり新時代に向かっていぐため活動していかなければなりません。次世代に繋ぐ活動を我々(公社)さぬき青年会議所が創造する、そういった志を高く持ち、活動を続けていきましょう。理事長としての大役を十分に担えたかはわかりませんが、会員の皆様に支えられたことは間違ひありません。(公社)さぬき青年会議所の皆様、ご協力いただいた方々に感謝し、これにて理事長職を2023年度理事長へ繋ぎ、ここに一年の報告を終えます。

# 2022年度 委員会事業報告書

## ●会員拡大研修委員会●

副理事長 須田 貴皓  
委員長 石原 英伸  
副委員長 金場 悠介

### 1. 委員長所見

本年度、会員拡大研修委員会は(公社)さぬき青年会議所メンバーの活動意識向上、今の時代にあった組織作りの考え方に関わる事業を行ってまいりました。

4月例会では、経験年数が浅いメンバーと経験豊かなメンバーとの交流を深める事業を行いました。各テーブルごとにテーマを決めてトークセッションすることでいつもとは違ったコミュニケーションが取れたり、日頃あまり接する事が少ないメンバーと交流も出来た事業となりました。

25周年記念事業では、りらくる創業者竹之内教博氏をお招きして講演をして頂きました。組織力向上に繋がる事業が出来ました。最後に、委員長として力不足で新入会員が少数でしたが私に年間通してご協力いただいたメンバーの皆様に感謝申し上げます。貴重な経験ができた一年間でした。本当にありがとうございました。

### 2. 決算報告

項目	予算	補正	決算	差異
4月例会 『未来予想図II』	¥100,000	¥100,000	¥75,186	¥24,814
11月事業 『25周年記念事業』	¥600,000	¥900,000	¥873,120	¥26,880
合計	¥700,000	¥1,000,000	¥948,306	¥51,694

## ●温故知新委員会●

副理事長 藤田 和歩  
委員長 和田 伸吉  
副委員長 豊田 善規

### 1. 委員長所見

温故知新委員会では、一時はコロナ禍の為に開催が危ぶまれましたが、3年ぶりに第47回丸亀お城村が開催され、大盛況で無事に終えることが出来ました。久しぶりの開催ということで沢山の方々に来て頂き、まちの活気やみんなの笑顔が取り戻せたかのように感じました。我々、(公社)さぬき青年会議所にとっても地域活性化の一役になれたことは誇りに思います。

8月に家族会で地引網の体験を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの猛威により開催中止となりました。メンバーの御家族にはせっかく楽しみにしていたのに中止となり、本当に悲しい思いをさせてしまいました。

11月例会では、正会員の身近な友人や知人にアンケートを行い、新しくなられた香川県知事の池田様にアンケート内容をもとにしたインタビューを行いました。また(公社)さぬき青年会議所メンバーでもそのインタビュー動画をもとに、アンケート内容について議論、そして有効的な打開策などのグループワークを行い、将来のまちの活性化に繋がる事業を行いました。

当委員会では、仕事や家庭の事情、コロナ禍によりなかなか集まつての委員会が出来ませんでしたが、去年よりより一層の友情の絆が出来たと思います。結びになりますが副理事長をはじめ委員会メンバーの協力や助言のもと多くの経験や学び、キツキを得ることが出来ました。一年間、本当にありがとうございました。

### 2. 決算報告

項目	予算	補正	決算	差異
5月例会 (お城村支援実行委員会)	¥2,080,000	¥2,080,000	¥2,885,759	¥-805,759
8月事業 『家族会』	¥0	¥0	¥0	¥0
11月例会 『町のともしびを絶やさない事業』	¥100,000	¥100,000	¥12,654	¥87,346
合計	¥2,180,000	¥2,180,000	¥2,898,413	¥-718,413

## ●青少年育成委員会●

副理事長 入江 美勇士  
委員長 榊原 圭吾  
副委員長 吉田 聰

### 1. 委員長所見

本年度、青少年育成事業は新時代を乗り越える力を育み、新型コロナウイルスと共に存しつつ実際に体験し成長に繋げてもらうための事業を構築してまいりました。

6月例会は公式訪問例会として、「子どもの可能性を引き出す大人のポイント」をテーマに、講師に映画「ビリギャル」のモデルになった小林さやか様をお招きして、香川ブロックの皆様や青少年育成に必要不可欠な中高生の保護者様、教育従事者様に向けて講演会を開催しました。

10月例会では、2年ぶりに国営讃岐まんのう公園にて「のりものフェスタ2022」を開催し、新型コロナウイルスが減少傾向ではありましたが、5,317人の来場者を誘致しました。「五感をフル稼働で大興奮の予感!?」をテーマに我々の身近な仕事や乗り物、そして働くプロの方と交流する機会を作ることで、来場者に笑い楽しんでいただくとともに夢と希望を育むことができました。また、協力いただいた企業や団体との関係もより良いものになったと確信しております。

コロナ禍で中々事業ができず、経験していないメンバーが増えるなか、二つの事業とも新型コロナウイルスの影響を大きく受けず事業が実施できたことで、今後の活動に活かせる経験や学びを得ることが出来ました。委員会メンバーをはじめ、副理事長やメンバーの皆様の協力や助言があったからこそ完走することができました。一年間本当にありがとうございました。

### 2. 決算報告

項目	予算	補正	決算	差異
6月例会 『チャレンジ学習塾』 ～子どもの可能性を引き出す 大人のポイント～	¥200,000	¥200,000	¥394,742	¥-194,742
10月例会 『のりものフェスタ2022』 ～五感をフル稼働で 大興奮の予感!?～	¥300,000	¥300,000	¥811,787	¥-511,787
合計	¥500,000	¥500,000	¥1,206,529	¥-706,529

## ●デジタルインフォメーション委員会●

副理事長 藤田 和歩  
委員長 綾 貴志  
副委員長 蓮井 良亮

### 1. 委員長所見

デジタルインフォメーション委員会の2022年度は、1月例会(2022年度新年賀詞交換会)、7月例会(地元の良いトコつたえ隊)、12月例会(第3回通常総会)の企画運営を執り行いました。

1月例会では、賀詞交換会を来賓、シニアメンバーを招き現役メンバーと交えて開催し、対外の皆様に(公社)さぬき青年会議所の2022年度の組織を認識して頂くことができました。また、多くの現役メンバーが出席したことで新年の顔合わせも兼ねることができ、2022年度の良いスタートを切ることができました。

7月例会では、YouTuberヤグタウン氏を講師にお招きし、レスポンスのある地域の情報発信のコツを学び、今後の(公社)さぬき青年会議所の活動発信や地域の広報の魅力発信の学びを得ることができました。また、講師とコラボ動画を配信することでホームページの閲覧数が約4倍に伸び続け、(公社)さぬき青年会議所のPRIにもつながりました。

12月例会(第3回通常総会)では、次年度の事業計画などの重要な案件の審議を行うことで次年度への良いスタートが切れるような例会を実施することができました。

そして、広報WEB媒体事業では、ホームページのシステムダウンのトラブルや慣れない動画編集に戸惑うなど所信に掲げていた配信頻度やスピードーな広報活動が思うようにできませんでしたが、Instagramでは活動エリアのお店や会社のアカウントを相互フォローを推進しました。その結果、2市4町内外からのフォロワー数を前年度より約2.5倍に伸ばし多くの方に認知して頂くことができ2市4町内外の認知度向上に繋がりました。FacebookではInstagramと同様の配信ましたが、いいね数が伸び悩みました。YouTubeチャンネルではチャンネル登録者数目標値を達成することができ、配信回数が少ないながらも認知度向上することができました。

最後に、青年会議所だからこそ構築させて頂ける事業を経験できたことで自身にとって様々な学びを得ることができました。メンバーの皆様の支えがあって一年間活動できたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

### 2. 決算報告

項目	予算	補正	決算	差異
1月例会 『2022年度 新年賀詞交換会』	¥145,000	¥145,000	¥143,813	¥1,187
7月例会 『地元の良いトコつたえ隊』 ～レスポンスのある魅力発信のコツを学ぶ～	¥100,000	¥100,000	¥95,462	¥4,538
12月例会 『第3回通常総会』	¥80,000	¥80,000	¥78,142	¥1,858
広報WEB媒体事業	¥95,000	¥95,000	¥90,640	¥4,360
合計	¥420,000	¥420,000	¥408,057	¥11,943

## ●事務局●

専務理事 亀井 智弘 財務局長 島川 晃司  
事務局長 稲毛 博人 副専務理事 岡田 翔

### 1. 専務理事所見

事務局では『新時代』のスローガンのもと、メンバーが一つの方向に向い、一丸となって行動を起こせるよう、LOMの円滑な運営、また、各委員会が事業に専念できるよう心掛け活動してまいりました。

2022年度スタートの例会であった新年さぬき賀詞交換会を皮切りに、本年は通常通りの活動が出来ると思っていましたが、1月(公社)日本青年会議所の主催する京都会議は参加自粛、2月6LOM合同例会は現地参加者の人数制限があつたりと、まだ新型コロナウイルスの影響を受けた形となりました。

しかし、4月以降は副理事長の皆様の指導のもと、委員長の皆様が強力なリーダーシップを發揮し組織全体で活動に取り組む環境を整えていただきました事に感謝申し上げます。

最後に事務局として至らぬ点があつたかと思いますが、一年間、各種会議、事業への積極的な参加と円滑なLOM運営に多大なるご協力いただきましたメンバーの皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

### 2. 決算報告

項目	予算	補正	決算	差異
総合基本資料	¥220,000	¥220,000	¥217,437	¥2,563
2月例会『6LOM合同例会』	¥0	¥0	¥0	¥0
3月例会『第1回通常総会』	¥50,000	¥50,000	¥37,160	¥12,840
8月例会『第2回通常総会』	¥150,000	¥150,000	¥82,887	¥67,113
褒賞及び表彰事業	¥6,000	¥6,000	¥5,110	¥890
12月事業『卒業式』	¥150,000	¥150,000	¥145,682	¥4,318
合計	¥576,000	¥576,000	¥488,276	¥87,724

# 2023年度 定款・諸規程



# 公益社団法人さぬき青年会議所定款

## 第1章 総則

---

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人さぬき青年会議所という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を丸亀市大手町1丁目5番3号丸亀商工会議所会館3Fに置く。

### (目的)

第3条 この法人は、会員の資質及び指導力の向上に努めるとともに、地域社会及び国家の健全な発展を図り、もって世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

### (運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人、政党その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

(1) 社会奉仕及び児童又は青少年の育成に関する事業

(2) 経済、文化等に関する調査研究及びこれらの発展に資する事業

(3) 教育・スポーツを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を発展することを目的とした事業

(4) 地域社会の健全な発展を目的とした事業

(5) その他のこの法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めるほか、次の事業を行う。

(1) 会員の組織運営等における指導力向上のための修練及び相互の理解の推進に関する事業

(2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内又は国外の青年会議所その他の団体と提携し、これらの団体との相互の理解及び親善を推進する事業

## 第2章 会員

---

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

2 正会員は、20歳以上40歳未満の品格のある青年で、原則として丸亀市、善通寺市、まんのう町、琴平町、多度津町又は宇多津町に住所又は勤務地を有する者で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、会計年度中に40歳に達した正会員については、当該会計年度に限り正会員とみなす。

3 特別会員は、前項ただし書の規定により40歳に達した日の属する会計年度の末日において正会員とみなされていた者で、理事会において入会を承認された者をいう。

4 名誉会員は、この法人に功労があった者で、理事会において入会を承認された者をいう。

5 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認された者をいう。

### (入会)

第7条 会員(名誉会員を除く。)になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

### (入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、総会で定める、入会金を納入しなければならない。
- 2 名誉会員以外の会員は、総会で定める、会費を納入しなければならない。
- (退会)
- 第9条 会員は、この法人を退社(以下「退会」とする)しようとするときは、退会届を理事長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。
- (会員資格の喪失)
- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
- (1) 破産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 退会したとき。
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (5) 第11条に定める規定により除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。
- (除名)
- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の総数の3分の2以上の多数による議決により、その会員を除名することができる。
- (1) この法人の名誉を毀損し、秩序を乱し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 会費納入の義務を1年以上履行しないとき。
- (3) その他会員として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめその会員に除名の理由を通知し、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えるなければならない。
- (休会)
- 第12条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。
- 2 このほか休会に関する事項は、総会の決議により別に定める入会・休会及び退会に関する規定による。
- (拠出金品の不返還)
- 第13条 会員がその資格を喪失しても既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

---

#### (役員の種別等)

- 第14条 この法人に、次の役員を置く。ただし、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって一般社団・財団法人法上の理事とする。
- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)10人以上30人以内
- (5) 監事 2人又は3人
- (6) 直前理事長
- 2 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 前項の専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の資格及び選任)

- 第15条 役員は、総会においてこれを選任する。ただし、理事長は、理事の中から別に定める選挙による規則により選出し、理事会の決議によって選定する。
- 2 理事は正会員のうちから選任する。
- 3 監事はこの法人の理事若しくは使用人を兼任することができない。
- 4 その他、役員の選任に関して必要な事項は、別に定める役員選任に関する規程による。

(理事の職務)

- 第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会が定めた順序により、その職務を代行する。
  - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

- 第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査すること。
  - (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - (5) 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - (6) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - (7) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
  - (8) その他一般社団・財団法人法に定める職務を行うこと。

(役員の任期)

- 第18条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日までとする。
- 2 監事の任期は、選任された翌年の1月1日に就任し、就任した翌々年の12月31日に任期が満了する。
  - 3 補欠又は増員により選任された理事は他の理事の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了すべき時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、その役員に解任の理由を通知し、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えるなければならない。

(直前理事長等)

- 第20条 この法人に、直前理事長及び顧問を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
  - 3 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
  - 4 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について理事長の諮詢に応じ、理事会において意見を述べることができる。
  - 5 直前理事長等の任期及び解任は第18条及び第19条の規定を準用する。

(報酬)

- 第21条 役員は、無報酬とする。

### (種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。  
2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

### (構成)

第23条 総会は、総ての正会員をもって構成する。

### (権限)

第24条 総会は、次に定めるものほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画書及び収支予算の決定並びに変更
- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
  - (イ) 役員選任の方法に関する規則
  - (ロ) 会員資格に関する規則
  - (ハ) 会費及び入会金に関する規則
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

### (開催)

第25条 通常総会は、毎年3回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。ただし、総ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに開催の日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、開会の日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

### (議長)

第27条 総会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。

### (定足数)

第28条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第29条 総会の議事は、前条に規定する定足数を満たし、出席した正会員の過半数をもって決する。

### (議決権)

第30条 正会員はそれぞれ各1個の議決権を有する。

### (書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人と

して表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 規定の制定、変更および廃止に関する事項

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定することができる。

(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選定及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長、顧問等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 第26条第1項の規定は、理事会について準用する。この場合において、同項中「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第39条 第29条及び第30条の規定は、理事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。議事録には、議事録署名人として出席した理事長及び監事が記名押印をしなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

## 第6章 例会及び委員会

---

(例会)

第41条 この法人は、理事長が正会員に対して理事会において議決した事項の報告等を行い、並びに正会員から情報を収集し、及び意見を聴くため、原則として毎月1回例会を開催する。ただし、例会を開催できないことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。また、総会を招集した月の例会はこれを省略できる。

2 例会は、正会員をもって構成する。

3 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(委員会の設置)

第42条 この法人に、第3条に掲げる目的を達成するため必要な事項を調査し、及び研究するため、委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(委員会の構成)

第43条 委員会は、委員長1名、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

## 第7章 財産及び会計

---

(財産の構成)

第44条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第45条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 3 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (暫定予算)

第48条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算の成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入又は支出をすることができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した収支予算の収入又は支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 この法人は前項の総会の終結後、直ちに法令の定めるところにより貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告するものとする。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

---

#### (情報の公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

#### (個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

#### (公告)

第52条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 定款の変更及び解散

---

#### (定款の変更)

第53条 この定款は、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

#### (解散)

第54条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することが出来る。

#### (公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、公益社団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (剰余金の処分制限)

第56条 この法人は剰余金の分配をすることが出来ない。

## (残余財産の処分)

第57条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の議決により、公益社団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

---

### (事務局)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (帳簿及び書類の備付け)

第59条 この法人の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事、顧問及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他理事長が必要と認める帳簿又は書類

## 第11章 雜則

---

### (委任)

第60条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年12月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会員は、第6条第2項から第5号までの規定にかかわらず、別紙会員名簿のとおりとする。
- 4 一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を次号年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この法人の最初の代表理事は古川忍とする。

# 会員資格規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は公益社団法人さぬき青年会議所(以下「会議所」という)定款の定めるところに基づき、会員の資格及び入会に関する事項を規程したものである。

## 第2章 入会

### (申込)

第2条 会議所に正会員として入会を希望するものは2名以上の正会員の推薦により所定の入会案内書及び入会申込書を理事長に提出しなければならない。

### (推薦者)

第3条 推薦者は前年度年間出席率5割以上の正会員でなければならない。

2 推荐者2名は、被推薦者の会議所会合及び事業の出席ならびに会費納入等の義務履行について、入会時より2年間その責を負うものとする。

### (審査)

第4条 入会の許諾は新入会員資格審査会及び理事会の議を経て理事長が決定する。その事項は次のとおりとする。

(1) 新入会員資格審査会議長は入会希望者に会い入会案内書を記入し理事会の議を経たあとに、入会申込書を理事長に提出する。

(2) 理事会の議は投票とし3分の2以上の賛成をもって、準会員として入会を認めるものとする。

(3) 準会員は、3ヶ月後の理事会において前号と同様の議を経て正会員となる。

第5条 新入会員資格審査会の構成は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長、財務局長とし、新入会員資格審査会議長は財務局長が当たる。

## 第3章 会費等の納入

### (入会金)

第6条 入会した会員は直ちに所定の入会金を納入しなければならない。

2 以前正会員であった者が一時会員資格を喪失した後、再び正会員として入会を希望するときは理事会の議を経て所定の入会金の納入を免除することができる。

3 同一会社から継続して入会、在籍する場合は入会金の納入を理事会の承認を経て、免除することができる。

### (会費)

第7条 会費の納入は、所定銀行の口座自動振替により会議所口座に納めるものとする。

2 入会した会員は、直ちに会費等自動振替依頼書を財務局長に提出しなければならない。

3 会費の納入は、毎年1月末日に事務局より所定銀行に発行する請求書により自動振替を行う。

4 新入会員については次の通りとする。

(1) 入会者は正会員承認月の末日までに全額を納入する。ただし、7月1日以降に入会したものについては正会員承認月の末日までに年会費の半額を納入する。

## 第4章 会員の失格

### (除名)

第8条 正会員として、定例の例会及び委員会の出席回数が年間それぞれ3回以下のものは、定款第10条に基づいて除名することができるが、理事長の退会勧告を受けた後委員長とスポンサーが本人と面談し意思を確認する。

## 第5章 休会

### (条件)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認を得て休会することができる。

(1) 病気療養 (2) 長期出張 (3) 出産 (4) その他前号に準ずる事項

## (会費)

- 第10条 正会員は休会中であっても会費を納入しなければならない。  
2 出産による休会に限っては運営規程第3章の通り会費を納入しなければならない。尚、出産による休会は出産の翌年とする。

## 第6章 退会

### (申込)

- 第11条 会議所を退会せざる得なくなった者は11月30日までに退会届を理事長に提出しなければならない。

### (告示)

- 第12条 理事長は退会届の提出を受理したことを理事会にて告示しなければならない。

## 第7章 特別会員及び賛助会員

### (入会)

- 第13条 特別会員及び賛助会員を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 直前理事長として一年に限り特別会員を希望するものは、入会申込書の提出および入会審査、入会金を免除する。

### (出席)

- 第14条 特別会員及び賛助会員は、総ての会合に出席することができる。尚、出席に当たっては実費を負担しなければならない。(ただし、出席を義務づけられることはない。)

### (資料)

- 第15条 特別会員及び賛助会員は、会議所の発行するすべての資料を購読配布を受けることができる。

### (除名)

- 第16条 特別会員及び賛助会員が、会費納入の義務を怠ったり、会員として適当でないと認められた場合は定款第10条に基づいて除名できることとする。

## 第8章 名誉会員

### (入会)

- 第17条 名誉会員の資格は、理事会の推薦を受諾したときに始まり、満2年間を経て終わる。

### (出席)

- 第18条 名誉会員は、理事会及び委員会を除く総ての会合に出席し、また会議所の実施する総ての事業に参加することができる。

### (資料)

- 第19条 名誉会員は会議所の発行する総ての資料を購読配布を受けることができる。

## 第9章 雜則

### (細則)

- 第20条 本規程の施行に関する事項は理事会において定める。

## 附 則

本規程は平成10年7月14日より施行する。 本規程は平成11年1月25日より施行する。  
本規程は平成12年1月24日より施行する。 本規程は平成13年1月17日より施行する。  
本規程は平成14年1月21日より施行する。 本規程は平成15年1月20日より施行する。  
本規程は平成15年8月4日より施行する。 本規程は平成16年1月19日より施行する。  
本規程は平成17年1月17日より施行する。 本規程は平成18年1月16日より施行する。  
本規程は平成19年1月15日より施行する。 本規程は平成20年1月15日より施行する。  
本規程は平成21年1月19日より施行する。 本規程は平成22年1月18日より施行する。  
本規程は平成23年1月17日より施行する。 本規程は平成24年1月16日より施行する。  
本規程は平成25年1月15日より施行する。 本規程は平成26年1月20日より施行する。  
本規程は平成27年1月1日より施行する。 本規程は平成28年1月1日より施行する。  
本規程は平成29年1月1日より施行する。 本規程は平成30年1月1日より施行する。  
本規程は平成31年1月1日より施行する。 本規程は令和2年1月1日より施行する。  
本規程は令和3年1月1日より施行する。 本規程は令和5年1月1日より施行する。

# 役員選任規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人さぬき青年会議所(以下「会議所」という)定款の定めるところに基づき、役員選任に関する事項を規程したものである。

## 第2章 理事長の選出

(選考委員会)

第2条 理事長の選出のために選考委員会を6月末日までに設置する。

2 理事長選考委員会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、事務局長、財務局長、副専務理事、並びに各委員長によって構成する。

(理事長選出)

第3条 理事長選考委員会は、理事長1名を選出する。

## 第3章 その他役員の選出

(副理事長)

第4条 前章で選出された理事長は、正会員中より副理事長2名以上5名以内を指名する。

(専務理事)

第5条 前章で選出された理事長は、正会員中より専務理事1名を指名する。

(事務局長、財務局長)

第6条 前章で選出された理事長は、正会員中より事務局長1名、財務局長1名を指名する。

(委員長)

第7条 新たに決定された理事長、副理事長並びに専務理事は、正会員中より委員長15名以内を選出する。

(副委員長)

第8条 新たに決定された理事長、副理事長並びに委員長は、正会員中より副委員長15名以内を選出する。

(監事)

第9条 監事は総会の議を経て、理事長が理事以外の正会員から2名以上3名以内を選出する。

## 第4章 雜則

第10条 この規程に定めるものその他、一般役員選任に関する事項は理事会において定める。

### 附 則

本規程は平成10年7月14日より施行する。 本規程は平成11年1月25日より施行する。

本規程は平成12年1月24日より施行する。 本規程は平成13年1月17日より施行する。

本規程は平成14年1月21日より施行する。 本規程は平成15年1月20日より施行する。

本規程は平成16年1月19日より施行する。 本規程は平成17年1月17日より施行する。

本規程は平成18年1月16日より施行する。 本規程は平成19年1月15日より施行する。

本規程は平成20年1月15日より施行する。 本規程は平成21年1月19日より施行する。

本規程は平成22年1月18日より施行する。 本規程は平成23年1月17日より施行する。

本規程は平成24年1月16日より施行する。 本規程は平成25年1月15日より施行する。

本規程は平成26年1月20日より施行する。 本規程は平成27年1月1日より施行する。

本規程は平成28年1月1日より施行する。 本規程は平成29年1月1日より施行する。

本規程は平成30年1月1日より施行する。 本規程は平成31年1月1日より施行する。

本規程は令和2年1月1日より施行する。 本規程は令和5年1月1日より施行する。

# 運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人さぬき青年会議所(以下「会議所」という)の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織、運営等に関する事項を規程するものである。

## 第2章 役員、直前理事長並びに顧問

(種別及び任務)

第2条 会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

(1) 理事長

- (イ) 会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (ロ) 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会並びに理事長会議に出席し、会議所の有する表決権の行使および意見の発表を行う。

(2) 直前理事長

理事会に出席し、意見を求められたとき、その経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。ただし、表決権は有しない。

(3) 顧問

理事会に出席し、意見を求められたとき、その経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。ただし、表決権は有しない。

(4) 副理事長

- (イ) 理事長と連絡を密にして常に意見の調整と統一を図り、会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (ロ) 理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(ハ) 特別事業や出向者の支援を図る。

(二) 各々分掌の委員会を統括して活発な活動を図り、委員会の連絡調整をする。

(5) 専務理事

理事長及び副理事長と連絡を密にして、常に意見の統一を図り、会議所の運営並びに対外的な活動のために一体となって努力する。

(6) 事務局長

事務局を統轄する。また、専務理事に事故あるとき、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

(7) 財務局長

会計を司る。また、専務理事に事故あるとき、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

(8) 副専務理事

専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

(9) 事務局次長

事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

(10) 財務局次長

事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

(11) 委員長

会議所の目的達成のために事業を計画、検討、実施し、かつその成果を確認して委員会議事録及び事業報告書をすみやかに理事長に提出しなければならない。

(12) 副委員長

委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

(13) 監事

(イ) 民法第59条の職務を行う。

(ロ) 前号の職務をなす為必要あるときは総会を招集する。

(ハ) 他の役職を兼任できない。

## 第3章 会費

### (金額)

第3条 会議所の入会金、会費、および預り金は次のとおりとする。

入会金	正会員	金	30,000円
会費	正会員	年額:金	120,000円
特別会費	正会員	年額:金	10,000円
産休	正会員	年額:金	40,000円

- 2 正会員は会費及び特別会費の合計 年額 金130,000円を納入する。
- 3 会議所に入会した正会員は正会員承認月の末日までに全額を納入する。ただし、7月1日以降に入会したものについては正会員承認月の末日までに年会費の半額を納入する。
- 4 特別会員・賛助会員は供託金として年額 金120,000円、特別会費として年額 金10,000円の合計 年額 金130,000円を納入する。
- 5 出産により休会を申し出ている正会員は会費年額 金40,000円、特別会費年額 金10,000円を納入する。
- 6 会議所は、毎事業年度における会費収入額の45%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

## 第4章 出席

### (義務)

- 第4条 正会員は会議所の会合に出席する場合は、時間を厳守して常に会員章を佩用し、服装を正して出席しなければならない。
- 2 例会、委員会、その他特に定めた会合に欠席又は遅刻する場合はその会の開催日の前日までに事務局へ申し出なければならない。
  - 3 正会員は国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所主催の事業に年1回以上出席するのが望ましい。
  - 4 休会した会員はその出席義務を免除されるものとする。尚休会の要件は別途会員資格規程によって定める。

### (出席率の補正)

第5条 例会出席率補正に関しては次のように定める。

- (1) 他の青年会議所の会合に出席した場合には1回につき1回の出席扱いとすることができる。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所等の役員・委員に就任した者がその職務によって関係諸会議に出席するため総会、例会を欠席した場合はその会議出席をもって1回分の出席とする。

## 第5章 理事会及び例会

### (開催)

第6条 理事会及び例会はそれぞれ毎月1回以上開催する。

### (構成)

- 第7条 理事会は理事をもって構成する。ただし、次の者は出席できる。(ただし、表決権は有しない)
- (1) 直前理事長及び顧問
  - (2) 監事
  - (3) 公益社団法人日本青年会議所役員及び委員
  - (4) 理事資格のないこの会議所の委員長及び副委員長
  - (5) 理事資格のないこの会議所の事務局つき委員

## 第6章 委員会

### (構成)

第8条 委員会は以下の委員会をもって構成する。

- (1) サステナブル委員会
- (2) GO TO さぬき委員会
- (3) 地域とともに委員会
- (4) 青少年育成委員会

附 則 本規程は平成10年7月14日より施行する。  
本規程は平成11年1月25日より施行する。  
本規程は平成12年1月24日より施行する。  
本規程は平成13年1月17日より施行する。  
本規程は平成14年1月21日より施行する。  
本規程は平成16年1月19日より施行する。  
本規程は平成17年1月17日より施行する。  
本規程は平成18年1月16日より施行する。  
本規程は平成19年1月15日より施行する。  
本規程は平成20年1月15日より施行する。  
本規程は平成21年1月19日より施行する。  
本規程は平成22年1月18日より施行する。  
本規程は平成23年1月17日より施行する。  
本規程は平成24年1月16日より施行する。  
本規程は平成25年1月15日より施行する。  
本規程は平成26年1月20日より施行する。  
本規程は平成27年1月1日より施行する。  
本規程は平成28年1月1日より施行する。  
本規程は平成29年1月1日より施行する。  
本規程は平成30年1月1日より施行する。  
本規程は平成31年1月1日より施行する。  
本規程は令和2年1月1日より施行する。  
本規程は令和3年1月1日より施行する。  
本規程は令和4年1月1日より施行する。  
本規程は令和5年1月1日より施行する。

# 庶務規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は公益社団法人さぬき青年会議所(以下「会議所」という)運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、庶務、会計経理慶弔及び旅費等に関する事項を規程するものである。

## 第2章 事務局

### (事務局)

第2条 事務局には事務局長1名、財務局長1名、及び事務局員若干名を置く。

2 事務局長は事務局を統轄管理する。

3 事務局員は事務局長の指示を受けて事務を処理する。

### (事務)

第3条 事務局においては、庶務事務と会計経理事務を分掌する。

2 庶務事務は次に掲げるものである。

(1) 定款そのほか諸規程に関する事項

(2) 諸会議に関する事項

(3) 機密及び秘書事務に関する事項

(4) 文書の収受、発送、整理、保管に関する事項

(5) 凈書、印刷に関する事項

(6) 事務報告、そのほかの諸報告並びに諸記録に関する事項

(7) 慶弔儀礼及び交際に関する事項

(8) 各委員会の連絡調整に関する事項

(9) 公益社団法人日本青年会議所、地区及びブロック協議会並びに各地青年会議所との連絡調整に関する事項

(10) 官公庁及び経済諸団体との連絡調整に関する事項

(11) 会員台帳の整理及び管理に関する事項

(12) 図書資料及び物品の購入、整理及び保管に関する事項

(13) そのほか庶務事務に関する事項

3 会計経理事務は次に掲げるものである。

(1) 会費及び諸経費徴収に関する事項

(2) 経費の収支予算及び決算に関する事項

(3) 現金、預金及び有価証券の出納並びに保管に関する事項

(4) 物品の購入、出納、保管及び処分に関する事項

(5) 財産の管理及び処分に関する事項

(6) 会計帳簿の整理及び保管に関する事項

(7) そのほか、会計経理事務に関する事項

### (文書)

第4条 会計年度毎に次の分類に従い文書を整理及び保存しなければならない。

(1) 会議所の定款並びに諸規程 永久保存

(2) 総会及び理事会の議事録 永久保存

(3) 会議所内部の文書 10年間保存

(4) 公益社団法人日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴り 5年間保存

(5) 会議所会報綴り 5年間保存

(6) 事務局日誌 3年間保存

(7) 受発信簿 3年間保存

(8) 前号に属さない文書 3年間保存

### (管理)

第5条 事務局長は備品台帳を整理し、出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

## 第3章 文書事務

### (文書提出)

第6条 文書は総て、担当委員会において所定の用紙に立案し当該委員長、副理事長並びに専務理事を経て、理事会の決裁を受けて施行する。

- 2 あらかじめ副理事長並びに委員長または事務局長に委任されたそのものについて、その決裁により処理することができる。
- 3 他の委員会に關係するものについては、当該委員会と合議の上、前項の手続きをとる。

(到着文書)

- 第7条 到着文書は、総て事務局で收受し、文書受信簿に記載しなければならない。
- 2 文書には余白に受信番号、年月日及び閲覧印そのほか必要事項を記載し、事務局長、専務理事及び当該委員長にすみやかに配布する。
  - 3 文書に金券、切手又は物品等を添付したものがあれば、その旨文書受信簿に併記し、前項の手続きをとる。
  - 4 各委員長は、文書の配布を受けたときはすみやかに処理するものとする。

(発送文書)

- 第8条 決裁を得た発送文書の成案は、文書発送簿に発信番号宛名及び件名を記載した上これを墨書き、印刷し、当該発信者印を捺印し直ちに発送する。
- 2 発送文書は理事長名、又は理事長及び担当委員長の連名をもつてすることを原則とする。

(完結文書)

- 第9条 完結文書は、種別分類の上、完結月日の順にファイルし、事務局に保存する。

## 第4章 会計経理事務

(諸帳簿)

- 第10条 会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。
- (1) 帳簿  
総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿及び補助簿
  - (2) 決算書類及び諸表  
収支決算書、事業報告書、監査報告書及び財産目録等
  - (3) 伝票  
入金伝票、出金伝票、振替伝票

(出納)

- 第11条 金銭の出納は財務局長が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。
- (1) 収支については、発行した領収書控
  - (2) 支出については、受領した領収書
  - (3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書
  - 2 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し口座名義は財務局長とし、理事長印を使用する。

(予算執行)

- 第12条 予算執行は、単位事業毎に収支予算計画書を作成し、総会の承認を以って担当委員長の責任において行うものとする。
- 2 執行に当たっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用することに努めること。
  - 3 単位事業が完了したときは、すみやかに収支決算書を作成し証憑及び関係書類を揃え捺印の上、理事長に提出しなければならない。
  - 4 経費の支払は、請求書又は支払依頼書により行うものとする。

(会費等の徴収)

- 第13条 会費等の徴収は、所定銀行の自動口座振替により行う。
- 2 納期限後1ヶ月を経て、なお未納のものある場合は、督促状を発する。
- (支払)
- 第14条 特に即時支払を要するものの外は、毎月末日に請求書の受付を締切り翌月10日をもって支払うものとする。支払日が休日に当たるときは、後日にする。
- (決算)
- 第15条 財務局長は決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定原則としておのおの担当の科目に振替関係帳簿を照合、かつ整理し、銀行預金残高証明等、証拠書類を整えなければならない。

(会計諸帳簿)

- 第16条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。
- (1) 決算書類 永久保存
  - (2) その他会計書類 5年間保存

## 第5章 慶弔

---

(慶弔)

第17条 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金、もしくは記念品を送る。(ただし火急の場合には、理事長が決定する。)

(1) 会員死亡

(イ) 生花又は、花輪一対及び香典(30,000円の範囲内において)

(ロ)弔電

(2) 会員配偶者及び両親、子女の死亡

(イ) 花輪一対及び香典 (15,000円)

(3) 会員の結婚 (10,000円)

(4) 会員の病気(入院15日以上) (10,000円)

(5) 会員の子供誕生 (5,000円)

(6) そのほか、理事会の決定により贈ることができる。

(事務局職員)

第18条 理事長が命じた事務局員の出張に際しては、旅費、宿泊費の実費とそのほか必要と認めた費用を支給する。

## 第6章 雜則

---

(細則)

第19条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

附　　則　　本規程は平成10年7月14日より施行する。  
本規程は平成11年1月25日より施行する。  
本規程は平成12年1月24日より施行する。  
本規程は平成13年1月17日より施行する。  
本規程は平成14年1月21日より施行する。  
本規程は平成15年1月20日より施行する。  
本規程は平成15年8月4日より施行する。  
本規程は平成16年1月19日より施行する。  
本規程は平成17年1月17日より施行する。  
本規程は平成18年1月16日より施行する。  
本規程は平成19年1月15日より施行する。  
本規程は平成20年1月15日より施行する。  
本規程は平成21年1月19日より施行する。  
本規程は平成22年1月18日より施行する。  
本規程は平成23年1月17日より施行する。  
本規程は平成24年1月16日より施行する。  
本規程は平成25年1月15日より施行する。  
本規程は平成26年1月20日より施行する。  
本規程は平成27年1月1日より施行する。  
本規程は平成28年1月1日より施行する。  
本規程は平成29年1月1日より施行する。  
本規程は平成30年1月1日より施行する。  
本規程は平成31年1月1日より施行する。

# 褒賞表彰規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人さぬき青年会議所(以下「会議所」という)の責任において会議所昂揚を計る為、褒賞及び表彰に関する事項を規程したものである。

## 第2章 推薦方法

### (選考委員会)

第2条 褒賞及び表彰の計画は事務局が行い、実施は理事長、及び事務局が担当し理事会の諒解を得るものとする。

### (規定)

第3条 褒賞及び表彰は、次の規定に基づいて実施する。

2 対象は次の通りとする。

(1) 当会議所の新入会員

3 条件は次の通りとする。

(1) 拡大に著しく努め、且つ熱心なる新入会員

(2) 内部充実拡大に著しく努め、且つ熱心なる新入会員

(3) 会議所運営に顕著な功績があった新入会員

(4) 義務履行を完全に果たした新入会員

(5) 例会出席回数及び委員会出席回数の多い新入会員

## 第3章 推薦

### (推薦者)

第4条 推薦者は、所定の様式により事務局に提出する。

2 推薦者は、次の通りとする。

(1) 理事長

## 第4章 褒賞表彰

### (方法)

第5条 褒賞及び表彰方法は、次の通りとする。

(1) 通常総会に行う。

(2) 理事長が行う。

(3) 記念品を贈る。

## 第5章 雜則

### (細則)

第6条 本規程の実施に関する事項は理事会において定める。

## 附 則

本規程は平成10年1月14日より施行する。 本規程は平成11年1月25日より施行する。

本規程は平成12年1月24日より施行する。 本規程は平成13年1月17日より施行する。

本規程は平成14年1月21日より施行する。 本規程は平成15年1月20日より施行する。

本規程は平成16年1月19日より施行する。 本規程は平成17年1月17日より施行する。

本規程は平成18年1月16日より施行する。 本規程は平成19年1月15日より施行する。

本規程は平成20年1月15日より施行する。 本規程は平成21年1月19日より施行する。

本規程は平成22年1月18日より施行する。 本規程は平成23年1月17日より施行する。

本規程は平成24年1月16日より施行する。 本規程は平成25年1月15日より施行する。

本規程は平成26年1月20日より施行する。 本規程は平成27年1月1日より施行する。

本規程は平成28年1月1日より施行する。 本規程は平成29年1月1日より施行する。

本規程は平成30年1月1日より施行する。 本規程は平成31年1月1日より施行する。

# 特定費用準備金等取扱規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、公益社団法人さぬき青年会議所(以下「本法人」という)が特定費用準備資金及び特定の資産の集取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る)に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産集取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるための保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

### (原則)

第3条 本規則による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

## 第2章 特定費用準備資金

### (特定費用準備資金の保有)

第4条 本法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

### (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 本法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定期期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

### (特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む)と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

## 第3章 特定資産集取得・改良資金

### (特定資産集取得・改良資金の保有)

第7条 本法人は、特定資産集取得・改良資金を保有することができる。

### (特定資産集取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 本法人が、前条の特定資産集取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、目的、計画期間、資産の集取得又は改良等(以下「資産集取得等」という)の予定期期、資産集取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を集取得し又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産集取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

### (特定資産集取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産集取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定資産集取得・改良資金を含む)と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかるらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産集取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

## 第4章 雜則

---

(法令等の読み替え)

第10条 本規則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第12条 本規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

附　　則　　本規則は平成22年11月22日より変更実施する。

本規則は平成24年1月16日より変更実施する。

本規程は平成25年1月15日より変更実施する。

本規程は平成26年1月20日より施行する。

本規程は平成27年1月1日より施行する。

本規程は平成28年1月1日より施行する。

本規程は平成29年1月1日より施行する。

本規程は平成30年1月1日より施行する。

本規程は平成31年1月1日より施行する。

# 2023年度 出向者一覧

## 【(公社)日本青年会議所 出向者】

地域スポーツ活性委員会 副委員長	川田 智裕
地域スポーツ活性委員会 委員	白井 大資
地域スポーツ活性委員会 委員	須田 貴皓
地域スポーツ活性委員会 委員	豊田 善規

## 【(公社)日本青年会議所四国地区協議会 出向者】

未来を超える委員会 委員	稻毛 博人
LOM支援委員会 委員	岡田 翔
地区大会委員会 委員	藤田 和歩
地域の魅力をあまねく発信する委員会 委員	横関 泰史

## 【(公社)日本青年会議所四国地区香川ブロック協議会 出向者】

香川ブロック協議会 副会長	榎原 圭吾
GO TO さぬき会議 議長	島川 晃司
GO TO さぬき会議 副議長	九郎座 彩花
千里の道も一步会議 委員	白井 大資
GO TO さぬき会議 委員	藤田 和歩
香川ブロックアカデミー活性化会議 委員	和田 伸吉

## 歷代理事長

1998年度	第1代理事長	伊原 勝志
1999年度	第2代理事長	山地 浩司
2000年度	第3代理事長	小片 晴雄
2001年度	第4代理事長	米澤 寿展
2002年度	第5代理事長	近兼 弘幸
2003年度	第6代理事長	高木 誠一
2004年度	第7代理事長	宮川 千登志
2005年度	第8代理事長	高畠 光宏
2006年度	第9代理事長	川崎 豊士
2007年度	第10代理事長	川崎 明則
2008年度	第11代理事長	佐柳 伸啓
2009年度	第12代理事長	真室 幸太郎
2010年度	第13代理事長	景山 篤弘
2011年度	第14代理事長	古川 忍
2012年度	第15代理事長	鈴木 貴信
2013年度	第16代理事長	古川 大
2014年度	第17代理事長	山内 法知
2015年度	第18代理事長	永瀬 誠
2016年度	第19代理事長	石原 明
2017年度	第20代理事長	山内 一輝
2018年度	第21代理事長	石井 秀和
2019年度	第22代理事長	池内 麻衣
2020年度	第23代理事長	武下 直樹
2021年度	第24代理事長	白井 大資
2022年度	第25代理事長	川田 智裕